

中間監査報告書

平成11年12月22日

株式会社 さくら銀行

取締役頭取 岡田 明 重 殿

監査法人 トーマツ

代表社員
関与社員

公認会計士

浅田 永治



代表社員
関与社員

公認会計士

手塚 仙夫



代表社員
関与社員

公認会計士

古澤 茂



太田 昭和 監査法人

代表社員
関与社員

公認会計士

松村 俊夫



代表社員
関与社員

公認会計士

坂倉 正志



関与社員

公認会計士

吉田 高志



私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社さくら銀行の平成11年4月1日から平成12年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成11年4月1日から平成11年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり私どもは、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において私どもは、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、私どもは、上記の中間財務諸表が株式会社さくら銀行の平成11年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成11年4月1日から平成11年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中 間 監 査 報 告 書

平成12年12月15日

株式会社 さくら銀行
取締役頭取 岡田明重 殿

監査法人 太田昭和センチュリー

代表社員
関与社員 公認会計士

松村俊夫 

関与社員 公認会計士

吉田尚志 

関与社員 公認会計士

松村直季 

監査法人 トーマツ

代表社員
関与社員 公認会計士

浅田永治 

代表社員
関与社員 公認会計士

手塚仙大 

代表社員
関与社員 公認会計士

古澤 茂 

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社さくら銀行の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、私どもは、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において私どもは、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、私どもは、上記の中間財務諸表が株式会社さくら銀行の平成12年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

（注）会社は、当中間会計期間より中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び追加情報の注記に記載のとおり、退職給付に係る会計基準及び金融商品に係る会計基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により中間財務諸表を作成している。

以 上

